

茨城県リサイクル飼料化研究会設置要項

(設置)

第1条 本県のフードロスの削減を図り、食品残渣やこれまで活用が進んでいない飼料資源（以下「未利用資源」という。）を有効活用し、リサイクル飼料化に取り組むため、「茨城県リサイクル飼料化研究会（以下「研究会」という。）」を設置する。

(協議事務)

第2条 研究会は、前条の目的を達するため次に掲げる事項について協議・研究を行う。

- (1) 活用可能な食品残渣や未利用資源について、候補の選定、成分検査や実証実験など各過程での飼料化に向けた検証に関すること。
- (2) 実証実験の結果を検討し、食品残渣や未利用資源を長期的・安定的に活用可能にする仕組みの構築に関すること。
- (3) その他リサイクル飼料化の研究に関すること。

(組織)

第3条 研究会は、別表に掲げる者をもって組織するものとし、本会議は、県民生活環境部環境政策課長が主宰する。

(招集)

第4条 研究会は、必要に応じて招集するものとする。

- 2 研究会には、前条に規定する生産者や食品残渣・未利用資源提供事業者は、該当する事案に限って参画させるものとする。
- 3 研究会には、前条に規定する者のほか、主宰者が必要と認めた者を出席させることができるものとする。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は、県民生活環境部環境政策課において行うものとする。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は主宰者が定めるものとする。

付 則

この要項は、令和4年12月9日から施行する。

別表

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 食肉用家畜研究領域 食肉用家畜飼養技術グループ 上級研究員	大森 英之
行政	茨城県農林水産部畜産課長	棚井 幸雄
生産者	茨城県酪農業協同組合連合会会長	朝倉 実行
	茨城県養豚協会会長	櫻井 宣育
食品残渣・ 未利用資源 提供事業者	株式会社せき 経営企画室マネージャー	雨谷 貴
	株式会社エコハイテクコーポレーション 茨城営業所長	石田 一義